

南九州市訓令第2号

南九州市事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(南九州市事務決裁規程の一部改正)

第1条 南九州市事務決裁規程(平成19年南九州市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「5 知覧特攻平和会館」を「5 歴史文化財課」に改める。  
別表第2の5の表に次のように加える。

芸術、歴史、文化及び文化財に係る指導及び助言に関すること。			○	
文化に係る研究会、講習会等に関すること。			○	
寄贈又は寄託の展示資料の受領又は受託の決定に関すること。			○	

別表第2の6文化財課の表を削り、同表の7の表を同表の6の表とし、同表の8の表から同表の12の表までを1表ずつ繰り上げる。

別表第2の13耕地林務課の表中「耕地林務課」を「農林整備課」に改め、同表の13の表を12の表とする。

別表第2の14茶業課の表中「茶業課」を「茶業振興課」に改め、同表の14の表を13の表とし、同表の15の表を14の表とする。

別表第2の16建設課の表中「建設課」を「建設水道課」とし、同表の16の表を15の表とし、同表の17の表から同表の18の表までを1表ずつ繰り上げる。

(南九州市文書管理規程の一部改正)

第2条 南九州市文書管理規程(平成19年南九州市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1知覧特攻平和会館の項中「知覧特攻平和会館」を「歴史文化財課」に、「南九特平」を「南九歴」に改め、同表文化財課の項を削り、同表耕地林務課の項中「耕地林務課」を「農林整備課」に、「南九耕」を「南九農林」に、同

表茶業課の項中「茶業課」を「茶業振興課」に，同表建設課の項中「建設課」を「建設水道課」に改め，同表水道課の項を削る。

(南九州市災害対策本部規程の一部改正)

第3条 南九州市災害対策本部規程(平成19年南九州市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「建設課長」を「建設水道課長」に，「総務防災係長」を「地域振興係長」に，「建設係長」を「建設水道係長」に改める。

(南九州市公有財産価額評定委員会規程の一部改正)

第4条 南九州市公有財産価額評定委員会規程(平成19年南九州市訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 農林整備課長
- (6) 建設水道課長

(南九州市入札及び契約運営委員会規程の一部改正)

第5条 入札及び契約運営委員会規程(平成22年南九州市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 農林整備課長
- (5) 建設水道課長

第3条第4項中第7号を削り，第8号を第7号とする。

(南九州市土地利用対策審査会規程の一部改正)

第6条 南九州市土地利用対策審査会規程(平成29年南九州市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 農林整備課長
- (2) 建設水道課長

第3条第3項第3号を削る。

第4条第2項中「建設課長」を「建設水道課長」に改める。

(南九州市新庁舎建設庁内検討委員会設置規程の一部改正)

第7条 南九州市新庁舎建設庁内検討委員会設置規程(令和3年南九州市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「建設課長」を「建設水道課長」に改め，

「

水道課長
教育総務課長

」を

「  
教育総務課長

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

【窓口サービス部会】	【執務環境部会】	【支所部会】
市民生活課	総務課	総務課
福祉健康課	財政課	財政課
こども未来課	まちづくり推進課	企画課
長寿介護課	会計課	まちづくり推進課
税務課	議会事務局	防災安全課
商工観光課	監査委員事務局	商工観光課
都市政策課	選挙管理委員会事務局	農林整備課
建設水道課	教育総務課	建設水道課
【アクセス環境部会】	学校教育課	農業振興課
建設水道課	社会教育課	茶業振興課
都市政策課	歴史文化財課	農業委員会事務局
商工観光課	【危機管理部会】	福祉健康課
企画課	防災安全課	市民生活課
福祉健康課	総務課	こども未来課
長寿介護課	企画課	長寿介護課
	建設水道課	颯娃支所
	福祉健康課	知覧支所
	都市政策課	川辺支所

（南九州市木材利用推進連絡会議設置規程の一部改正）

第8条 南九州市木材利用推進連絡会議設置規程（令和4年南九州市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 農林整備課長

第3条第1項第8号を次のように改める。

(8) 建設水道課長

第5条第2項中「耕地林務課長」を「農林整備課長」に改める。

第8条中「耕地林務課」を「農林整備課」に改める。

（南九州市地域コミュニティ推進庁内検討委員会設置規程の一部改正）

第9条 南九州市地域コミュニティ推進庁内検討委員会設置規程（令和4年南九

州市訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 9 号を次のように改める。

(9) 建設水道課長

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。